



地域的な包括的経済連携（RCEP）協定 【概要・輸入編】



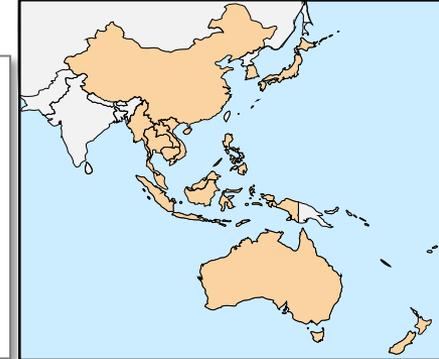
令和4年1月
名古屋税関首席原産地調査官

地域的な包括的経済連携（RCEP）協定の概要

経緯

- 2012年11月、RCEP交渉立上げを宣言。
- 2020年11月、第4回RCEP首脳会議の機会に署名。
- 2022年1月1日に発効（日本、中国、豪州、NZ、ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナムの10カ国間）。

※韓国については、2月1日に発効予定。



意義

- 本協定は、世界のGDP、貿易総額及び人口の約3割、我が国の貿易総額のうち約5割を占める地域の経済連携協定。
- 地域の貿易・投資の促進及びサプライチェーンの効率化に向けて、市場アクセスを改善し、発展段階や制度の異なる多様な国々の間で知的財産、電子商取引等の幅広い分野のルールを整備。

※ インド(2019年11月以降交渉不参加)については、復帰を働きかけたが、昨年の署名に不参加。協定は、発効日からインドによる加入のために開かれている旨規定(インド以外の国は発効後18か月を経過した後にのみ加入可)。また、インドの将来的な加入円滑化や関連会合へのオブザーバー参加容認等を定める15か国の閣僚宣言を発出。

対象分野

物品の貿易／原産地規則／税関手続及び貿易円滑化／衛生植物検疫措置／任意規格、強制規格及び適合性評価手続／貿易上の救済／サービスの貿易／自然人の一時的な移動／投資／知的財産／電子商取引／競争／中小企業／経済協力及び技術協力／政府調達／紛争解決 等

参加国

ASEAN10か国

(ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム)、

日本、中国、韓国、豪州及びニュージーランド

■人口

22.7億人(2019年)
(世界全体の約3割)

■GDP

25.8兆米ドル(2019年)
(世界全体の約3割)

■貿易総額(輸出)

5.5兆米ドル(2019年)
(世界全体の約3割)

RCEP協定の主な内容（物品の貿易）

RCEP協定締約国産品の日本市場へのアクセス

【日本の関税撤廃率（品目数ベース）】

88%（対ASEAN・豪・NZ）

86%（対中）

81%（対韓）

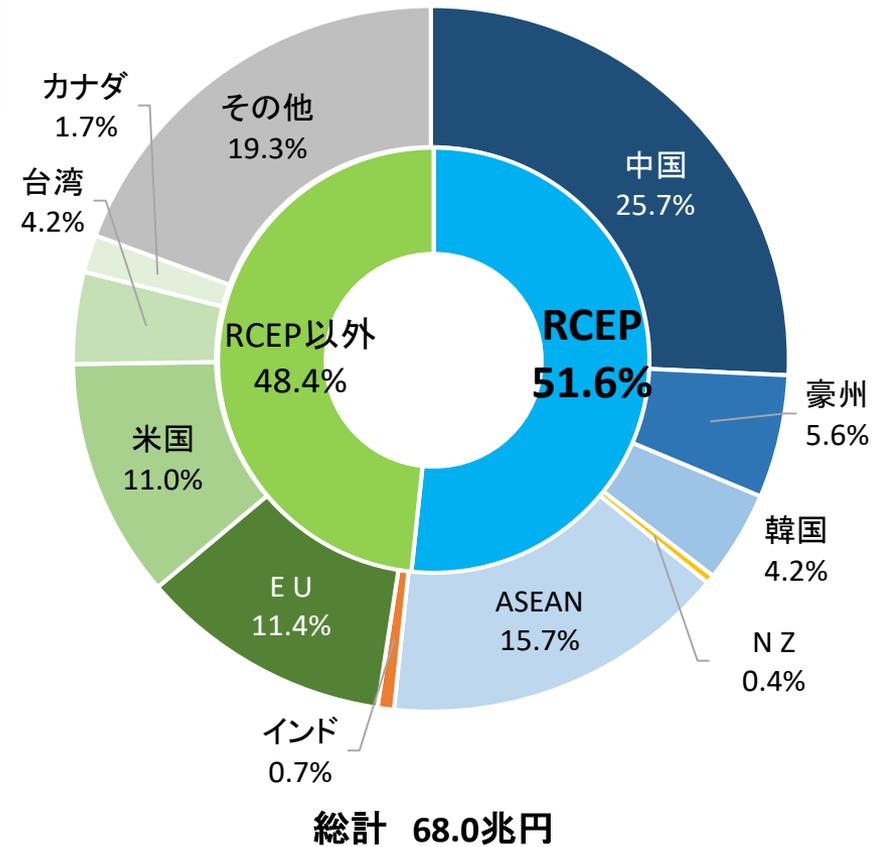
工業製品

- ✓ 化学工業製品、繊維・繊維製品等について、関税を即時又は段階的に撤廃。

農林水産品等

- ✓ 重要5品目（米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物）を関税削減・撤廃から除外。
- ✓ 中国に対しては、鶏肉調製品や野菜等（たまねぎ、ねぎ、にんじん、しいたけ、冷凍さといも、冷凍ブロッコリー、うなぎ調製品等）を関税削減・撤廃の対象とせず。

日本の輸入に占めるRCEP協定参加国の割合
（2020年※確定値）



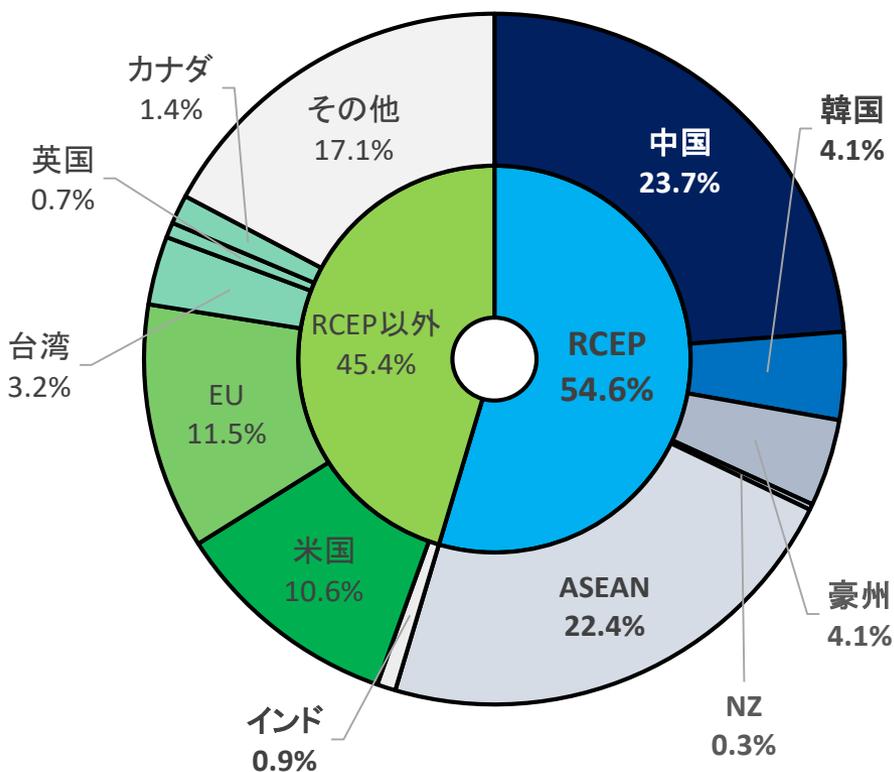
（出典：財務省貿易統計より作成）

名古屋税関管内の輸入に占めるRCEP協定参加国の割合・品目

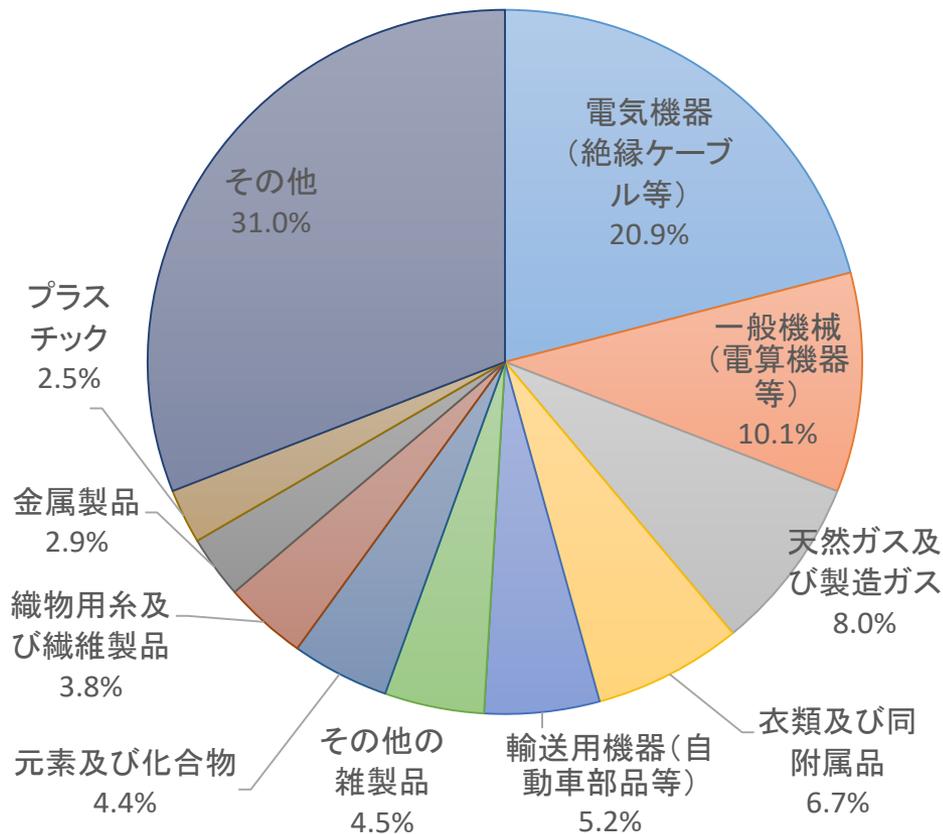
2020年※確定値

輸入に占めるRCEP協定参加国の割合：54.6%

RCEP加盟国からの輸入実績（名古屋管内）



輸入総額 8兆236億円



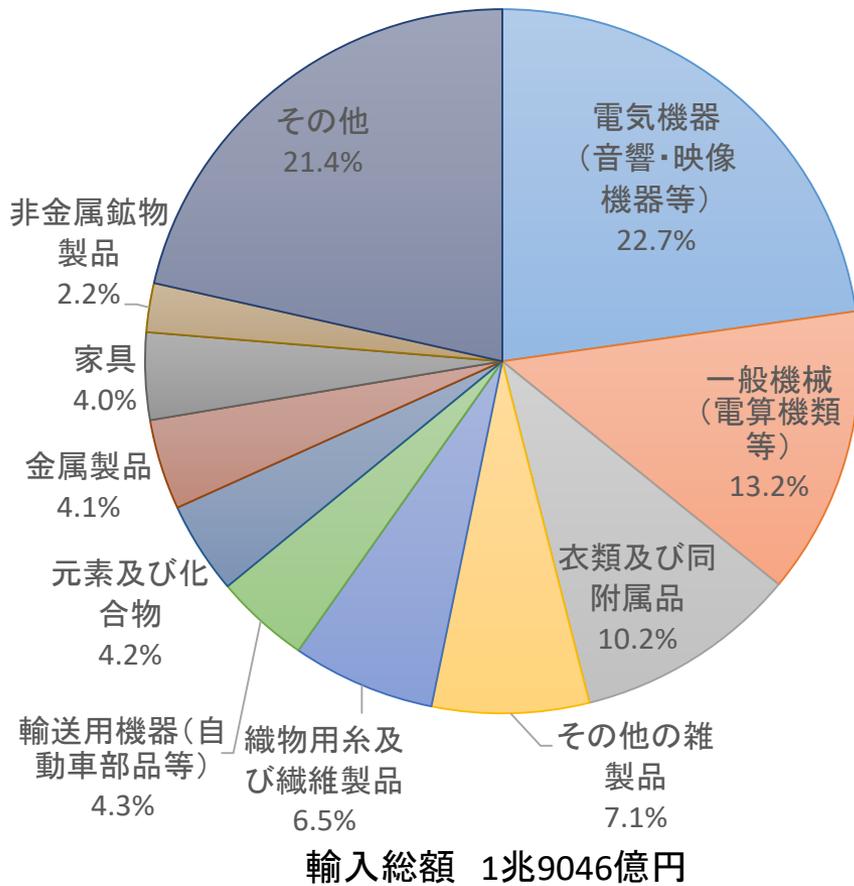
輸入総額 4兆3,785億円

(出典：財務省貿易統計より作成)

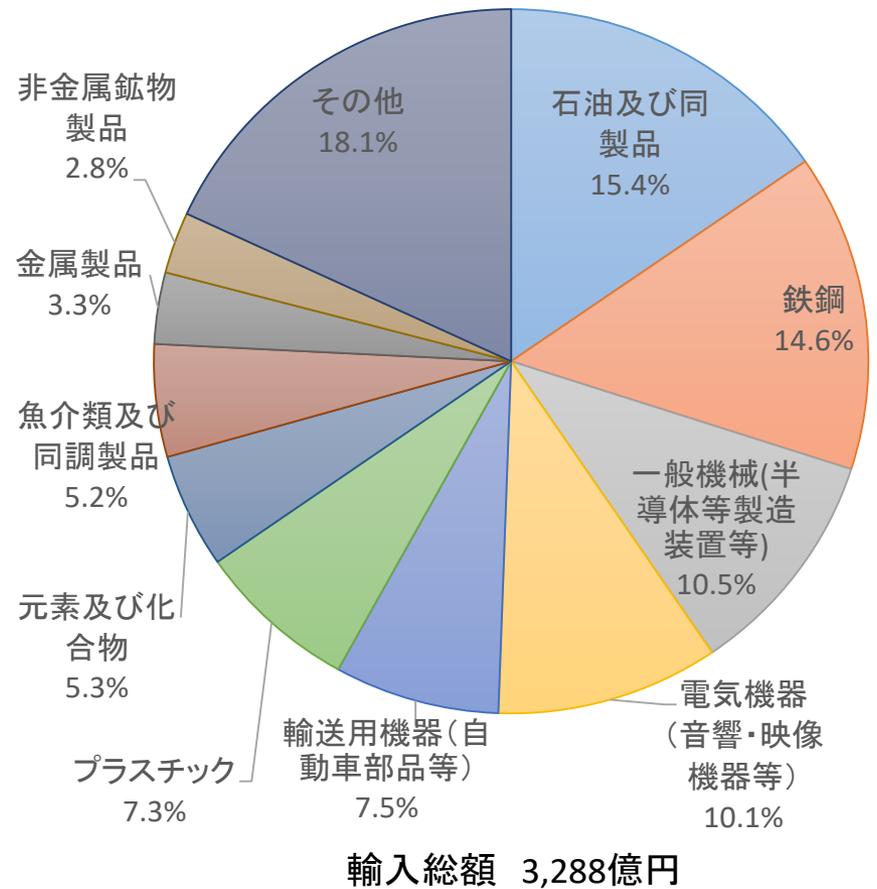
名古屋税関管内における中国、韓国からの輸入品目

2020年※確定値

中国からの輸入実績（名古屋管内）



韓国からの輸入実績（名古屋管内）



RCEP協定における日本側譲許表（附属書 I）①

○関税の引下げ又は撤廃

各国は附属書 I（関税に係る約束の表）の自国の表に従って、他の締約国の原産品について関税を引き下げ、又は撤廃する。

○日本の譲許内容は、国毎に3つに分かれている。

①対ASEAN・豪州・NZ ②対中国 ③対韓国 ※譲許表の右側備考欄を参照

日本側譲許表（附属書 I）

関税品目

輸入商品の関税分類番号（HS2012版HS番号）に基づく

基準税率

関税が引下げられる品目について、引下げが開始される基準となる税率を表示。

※附属書 I の規定の適用上、各国の表に定める基準税率は、2014年1月1日における各国の実行最恵国税率を反映したものである

関税品目	品名	基準税率	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目	21年目以降	備考
030520.010	1 にしん（ケルベア属のもの）の卵（こんぶかずのこを除く。）	8.4%	7.6%	6.9%	6.1%	5.3%	4.6%	3.8%	3.1%	2.3%	1.5%	0.8%	無税											
030520.030	2 きけ科のものの卵	3.5%	3.2%	2.9%	2.5%	2.2%	1.9%	1.6%	1.3%	1.0%	0.6%	0.3%	無税											
	3 たら（ゴドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵及びこんぶかずのこ																							
030520.020	ー たら（ゴドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵		U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	
030520.040	ー こんぶかずのこ	10	9.1%	8.2%	7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税											
030520.090	4 その他のもの		無税																					

区分：U

関税の引下げ又は撤廃に係る約束の対象から除外される

RCEP協定における日本側譲許表（附属書 I）②

日本側譲許パターン	内容
①即時撤廃	協定の発効日に関税を撤廃
②11年目に撤廃	協定の発効日から11回の毎年均等な関税の引下げにより、基準税率から11年目で撤廃
③16年目に撤廃	<ul style="list-style-type: none"> 協定の発効日から16回の毎年均等な関税の引下げにより、基準税率から16年目で撤廃 協定の発効日から15年目までは基準税率を維持し、16年目に撤廃
④21年目に撤廃	協定の発効日から21回の毎年均等な関税の引下げにより、基準税率から21年目で撤廃
⑤基準税率を維持	協定の発効日から基準税率を維持
⑥削減	<ul style="list-style-type: none"> 協定の発効日に一定の関税の引下げ後、当該税率を維持 協定の発効日から11年目（又は16年目）まで毎年均等な関税の引き下げを実施。11年目（又は16年目）以降は当該税率を維持。
⑦除外品目 （譲許表区分：U）	関税撤廃等の譲許なし

関税引下げについて・・・該当する年の初日に行う

対象国	関税引下げの期間
日本、インドネシア、フィリピン	1年目については、 <u>協定の発効日からその後の最初の3月31日までの期間</u> 。 その後の各年は4月1日～3月31日までの期間。
オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、中国、韓国、ラオス、マレーシア、ミャンマー、ニュージーランド、シンガポール、タイ、ベトナム	1年目については、 <u>協定の発効日からその後の最初の12月31日までの期間</u> 。 その後の各年は1月1日～12月31日までの期間。

主要輸入品目の日本側譲許表例（中国原産品）

【関税品目】HSコード3926. 90 その他のもの（その他のプラスチック製品等）

【譲許内容】

対中国・・・○3. 9%⇒3. 5%（1年目、2022年1月1日～3月31日）

○3. 5%⇒3. 2%（2年目、2022年4月1日～2023年3月31日） ※11年目に撤廃

関税品目	品名	基準税率	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	備考
39.26	その他のプラスチック製品及び第39.01項から第39.14項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品													
3926.90	その他のもの													
392690.029	－その他の物		無税	ASEAN、オーストラリア及びニュージーランドに対する待遇										
392690.029	－その他の物	3.9%	3.5%	3.2%	2.8%	2.5%	2.1%	1.8%	1.4%	1.1%	0.7%	0.4%	無税	中国及び韓国に対する待遇

RCEP協定：酒類、たばこ、塩の合意概要

我が国がこれまでEPAを締結していない中国・韓国との間で清酒をはじめとする日本産酒類の関税撤廃を獲得。

日本産品の中国・韓国へのアクセス

主な品名	中国		韓国	
	現在の関税率	合意内容	現在の関税率	合意内容
ビール	無税	無税	30%	20年目撤廃
ボトルワイン	14%	11年目撤廃	15%	10～15年目撤廃
清酒	40%	21年目撤廃	15%	15年目撤廃
ウイスキー	5%	11年目撤廃 (注1)	20%	10～15年目撤廃
焼酎	10%	21年目撤廃	30%	20年目撤廃
紙巻たばこ	25%	除外	40%	除外
精製塩	無税	無税	8%	15年目撤廃

(注1) 交渉時の関税率である10%から段階的に削減し、11年目に撤廃

RCEP参加国産品の日本へのアクセス

主な品名	現在の関税率	合意内容
ビール	無税	無税
ボトルワイン	15%又は 従量税(注2)	16年目撤廃
紹興酒／マッコリ	42.4円/L	21年目撤廃
ウイスキー	無税	無税
白酒／ソジュ	16%	21年目撤廃
紙巻たばこ	無税(注3)	除外
精製塩	0.5円/kg	除外

(注2) ボトルワインの関税率は、15%又は125円/Lのうちいずれか低い税率。ただしその税率が67円/Lを下回る場合は67円/L

(注3) 紙巻たばこは暫定無税(WTO協定税率: 8.5% + 290.70円/1000本)